

## 公益財団法人山梨県スポーツ協会加盟団体規程

第1条 本会は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第38条の規定により、加盟団体に関する規程を定める。

第2条 加盟団体は次の資格を具備することを要する。

- (1) 県内におけるスポーツを各競技別に統轄するスポーツ団体であること。
- (2) 各地域におけるスポーツを総合的に統轄する市町村体育協会等であること。
- (3) 前2号に定めるもののほかスポーツに関する事業を行う団体であること。

第3条 次の場合に限り仮加盟を認めることがある。当該団体の正しい発展と育成上特に本協会加盟を要する場合。

第4条 加盟団体はその年度の初めに事業計画、予算書、役員名簿、事務連絡先を提出しなければならない。

第5条 加盟団体は毎年3月末までに、本協会定款第39条の規定による分担金を納入しなければならない。但し、仮加盟団体は分担金の負担はしない。

2 連続2カ年分担金の納入を怠った団体は、本協会定款第42条の規定により、本協会加盟の資格を失う。

3 分担金の額は、次のとおりとする。

(1) 競技団体

毎年本協会へ報告する前年度の登録済の選手、競技審判員、競技指導者の総数により分担金の額を決定する。

登録人数

500人未満 70,000円

3000人未満 80,000円

5000人未満 90,000円

5000人以上 100,000円

(2) 学校体育団体 60,000円

(3) 市町村体育協会

市 60,000円

町村 40,000円

第6条 加盟団体は、評議員並びに規約その他当該団体の役員に変更があった場合には直ちにその旨を届け出なければならない。

2 評議員については、新たな候補者を評議員候補者推薦書をもって推薦しなければならない。

第7条 新たに加盟しようとする団体の代表者は、次の書類を本協会会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) 事務所所在地
- (3) 規約
- (4) 所属加盟団体組織一覧表
- (5) 役員表
- (6) 当該年度事業予定表
- (7) 当該年度予算書

第8条 加盟の承認を得た団体はただちに分担金を納入し、評議員候補者を評議員候補者推薦書をもって推薦しなければならない。但し、仮加盟団体は分担金を納入しないものとする。

第9条 加盟団体がその組織機能あるいは性格上、実質的に加盟団体として資格を失った場合は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得て、これを脱退せしむることができる。

第10条 加盟団体が脱退せんとする場合は次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

第11条 一旦納入した分担金は如何なる理由があっても返還しない。

附 則 この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

1 昭和59年 3月27日一部改正

2 (経過措置) この規程による改正前の規程により既に本会に加盟している郡市体育協会は、本会寄附行為第28条の規定による地区町村体育協会連絡協議会が設立されるときまでは、本会の加盟団体としての資格は保有するものとする。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。